

令和7年度の農作業安全対策の推進方針について

【基本方針】

直近(令和5年、以下同じ。)の就業者 10 万人当たりの死亡事故者数が 11.6 人と依然として増加傾向にある中、令和7年度の農作業安全対策は、次に掲げる取組を強化するものとする。

- ・ 直近の農業機械作業に係る死亡者数が 147 件と、農作業死亡事故全体の約 2/3 を占める状態が継続していることを踏まえ、農閑期(12 月～2月)に農業機械作業研修実施強化期間を設け、農業者への研修を通じて、農業機械作業の安全対策の強化を図ることとする。
- ・ 近年の猛暑の影響により、農作業中の熱中症による死亡者数が増加していることを踏まえ、初夏(5～7月)に熱中症対策研修実施強化期間を設け、農業者への研修を通じて、熱中症対策の徹底を図ることとする。
- ・ 労働者における農作業事故の発生割合について経験期間が3年以下の者が過半を占めていること等を勘案し、未熟練農業者を対象とした専用研修の推進を図ることとする。

1 重点推進テーマ

『学ぼう！正しい安全知識

～農業機械作業研修・熱中症対策研修の拡大と充実、未熟練農業者への研修実施～』

【重点的に行う取組と目標】

県段階、地域段階で「農作業安全に関する指導者」が中心となり、農業機械作業研修、熱中症対策研修の実施回数の拡大とその充実を図るとともに、未熟練農業者を対象とした専用研修を実施することを重点的に推進する。

このため、推進目標は①農業機械作業研修の回数の拡大と充実、②熱中症対策研修の回数の拡大と充実、③未熟練農業者を対象とした専用研修の実施とする。

2 その他の取組

広報媒体を活用した農業者に対する「注意喚起の実施」、「都道府県・地域単位の推進体制の強化」、「公道走行時の法令遵守」、「労災保険特別加入の促進」、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範やGAPの周知・実践」、「農作業事故情報の収集と報告」を推進する。

3 強化期間

熱中症対策研修実施強化期間：令和7年5月1日(木)～7月31日(木)

農業機械作業研修実施強化期間：令和7年12月1日(月)～令和8年2月28日(土)※

※各地域の営農形態や既存の対策期間などに応じて期間を変更することを妨げない。